

核軍縮：その前途を示す

国際反核法律家協会 (IALANA)

2015 年 4 月

() および下線強調は原文、[] は訳者による。なお、nuclear weapons convention を「核兵器条約」、ban treaty を「禁止条約」と訳出した。convention も treaty も一般に条約と訳される語であり、禁止の語の有無で両者を区別することにした。なお、条約に該当する法文書には和英ともに多様な名称が存在し、国際法上は要件を満たせば名称の如何を問わず「条約」としての地位が認められる。

原文は以下参照

(http://en.ialana.de/fileadmin/ialana/Daten/english/ND_Road_Ahead_April_2015.pdf)。

はじめに

作業文書 55 本が個々の政府でまたは共同した諸政府で作られて、2015 年 NPT 再検討会議のための 2014 年準備委員会に提出された¹。アラブ諸国、非同盟運動、新アジェンダ連合 (NAC)、イラン、キューバおよび中国によるもの 6 本が、核軍縮を取り扱うものだった。そのうち、NAC 提出の 1 本のみが、核兵器のない世界に至る選択肢に取り組んでいる²。NAC 文書で示され議論されている4つの選択肢とは、①包括的な核兵器条約 (comprehensive nuclear weapons convention)、②一般に禁止条約 (ban treaty) として言及される、核兵器を非合法化する簡潔な条約、③相互に支持しあう諸文書で構成される枠組みの取極、④これら3つの選択肢のすべてもしくはいずれかの要素または新しい要素を含んだ混成的な取極め、この4つである。

リーチング・クリティカル・ウィルの我々の同僚たちは、NAC 文書を要約し、これを第2の選択肢、つまり禁止条約の主張に従った見解を作成した³。この IALANA 文書は、核兵器条約、あるいは核兵器条約と禁止条約と

¹ <http://www.un.org/disarmament/WMD/Nuclear/NPT2015/PrepCom2014/documents.shtml>

² “Article VI of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: Working paper submitted by Ireland on behalf of the New Agenda Coalition (Brazil, Egypt, Ireland, Mexico, New Zealand and South Africa),” <http://undocs.org/NPT/CONF.2015/PC.III/WP.18>

³ Ray Acheson, *Banning Nuclear Weapons: An Effective Measure for Disarmament*, Reaching Critical Will, October 2014, <http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Publications/bnw-effective-measure.pdf>

のなんらかの組み合わせが、最も実際的アプローチである理由を主張しようとするものである。また、再検討会議とその後における行動につき提言しようとするものである。

まず初めに、核兵器のない世界を目指したこれまでの果てしない道のりに存在する、次のような多数の里程碑に言及しなければならない。

- 1946年1月24日に採択された国連総会の第1号決議は、ヒロシマ・ナガサキの原爆投下の影響のもとで、「国家軍備から原子兵器を撤廃するための提案を行う」委員会の設置を求めた⁴。この要請からは何の成果も生まれなかった。以後長年にわたり、核兵器のない世界を求め無数の国連総会決議が存在してきている。
- その24年後、新たな法文書である、核不拡散条約(NPT)が成立した⁵。その前文は「核戦争が全人類に惨害をもたらす」ことに対して「人民の安全を保障するための措置をとる」必要を述べることから始まっている。他の条約と異なり、軍縮については、NPTは履行監視のための制度を欠いているので、無力である⁶。包括的核実験禁止条約(CTBT)準備委員会は、CTBTが未発効であるにもかかわらず、ウィーンに本部を置き、世界中の核活動の監視で貴重な仕事をしているが、これと異なり、NPTには常設機関がなく、軍縮に関して無力であるだけでなく、本部所在地もない。さらに悪いことに、その名称自体が嘆かわしくも適切なものではない。つまり、この条約の目的は、核兵器の拡散を防止するだけではないのであって、第6条に書かれてあるように、各締約国は「核軍備競争の早期の停止および核軍縮に関する効果的措置につき誠実に交渉する」こと、これである。
- 1996年、国際司法裁判所は画期的な勧告的意見を出した。そこでは、核兵器による威嚇および核兵器の使用は国際法上一般的に違法であり、核兵器のいかなる使用も国際人道法に合致しなければならず、かつ、全員一致で「厳重かつ効果的な国際管理の下におけるあらゆる点での核軍縮に至る交渉を誠実に遂行し、かつ完結させる義務が存在する」と判示した⁷。

⁴ A/RES/1(I), 24 January 1946

⁵ 729 UNTS 161.

⁶ 拡散問題に関しても、NPTは監視の点では2次的な役割しか果たしていない。つまり、監視するのはIAEAであり、執行措置をとるのは国連安保理である。

⁷ *Legality of Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion of 8 July 1996, I.C.J. Reports 1996*, p. 226. このICJ意見をうけて、マレーシアが、核兵器条約の締結に至る多国間交渉を

モデル核兵器条約

2008年、潘基文国連事務総長は、核兵器のない世界に至るひとつの方法は、「国連でながらく提案されてきたような、強力な検証システムに裏付けられた、核兵器条約の交渉」を開始することであると述べた。彼は、モデル核兵器条約は「よい出発点を提供する」と付け加えた⁸。事務総長は、IALANAを含む多くの市民社会組織が作成した国連の公式文書に言及したのである⁹。

この文書は、市民社会の専門家が数年間にわたり作業した結果であって、化学兵器禁止条約や生物兵器禁止条約に類似した条約が実現可能であることを政府の政策担当者を実証しようとするものである。これは採否いずれかの選択を求めるものではなく、かかる条約起草というものは期限を切らずに延長すべき複雑な作業だと主張する政策オタクへの回答として提示されている。

このモデル条約は、国連公用語6言語および独語・日本語で読むことができる¹⁰。一般的義務、定義、人の権利・義務、機関、実施のための申告、実施の諸段階、国内実施措置、検証、核物質、核施設、運搬システム、紛争解決、発効、財政、改正、範囲、適用および条約締結などの主題を扱っている。完全に包括的な条約である。

禁止条約

禁止条約は、ICANの我々の同僚たちが提唱したものであって、複雑さよりも簡潔さを優先させている。彼らは、核兵器を非合法化するきわめて短い条約のほうが、核兵器条約でカバーされるあらゆる精密な問題点をあつかうものよりも、より容易に実現できると、若干の理由からして、信じている。また、これに較べてそれほど強い理由はないものの、彼らによれば禁止条約は、大多数の非核兵器国が署名し批准すれば、最後は、その

行うことで、この軍縮義務を履行するよう呼びかける国連総会決議を提出した。この決議は、毎年採択されており、いくつかの核武装国（中国、インド、北朝鮮およびパキスタン）を含む130を超える国々が、これを支持している。直近の決議は、2014年12月2日に採択された決議69/43（賛成134、反対23、棄権23）である。

⁸ http://www.un.org/apps/news/infocus/sgspeeches/search_full.asp?statID=351

⁹

http://inesap.org/sites/default/files/inesap_old/mNWC_2007_Unversion_English_N0821377.pdf. For background, see <http://lcn.org/mnwc/index.htm>.

¹⁰ See <http://lcn.org/mnwc/index.htm> for links to translations. [モデル核兵器条約の日本語訳は、以下からもDLできる。http://www.hankaku-j.org/data/hoka/MNWC_2007.pdf]

数と規範的影響力[インパクト]でもって、核武装国を包囲するだろうと信じている。

核兵器条約を求める論拠

米口は、この両国間で、現存核兵器すべての 90%以上を保有しており、現段階で、完全な核軍縮に向けたいかなる具体的措置もとる準備がないことを十分過ぎるほど明らかにしている。ウクライナでの現在進行中の出来事のため米口関係が悪化しており、両国は、新 START に続くさらなる核軍備削減の可能性を示すことさえもできていない。この更なる削減は、NPT 第 6 条の「約束」履行の証拠となるものだ。これこそ、最初の 1 歩も最終地点もいずれもない巡礼の旅だ。

では、禁止条約の効果はどうだろうか？この主張者たちが認めるように、この条約は現時点では核兵器を保有しない国に限定されるだろう。この条約は核兵器保有国にはいかなる法的な拘束力ももたないだろう。せいぜいのところ、不使用と軍縮に関する現行規範を強化するだけだろう。署名した非核兵器諸国が最終的には核武装国を困らせて禁止条約参加へと追い詰めるという考えは、思い違いなのである。歴史上最も破壊的な兵器を大量に保有する国々は、簡単には困ったりはしない。115 カ国が加盟する貴重な地域的非核兵器地帯条約は、既存の保有国が軍縮に向かうよう刺激することはなかったのである。

だが、もし核武装国が禁止条約にさえ署名しないとしたら、どうして核兵器条約について交渉しようとするだろうか？これは確かに正しい疑問だし、容易に回答できない疑問である。最善の答えは、おそらくはこうだ。モデル条約は、1997 年に最初に発表されて以来、核についての対話の一部となってきた。NPT 第 6 条の約束は、ICJ 意見で全員一致で示された「義務」と相俟って、そして、交渉のよい出発点としてモデル条約を考慮せよとの潘基文の勧誘により敷衍されることによって、実質的に抵抗しがたいマンデート[裁量の余地のない義務]を創設したのである。それは、いま禁止条約に署名することではなく、どれほど完結までに時間がかかろうと、いま誠実な交渉の不可逆なプロセスを開始するというマンデートなのである。主要な核兵器国のとる立場、つまり、核兵器のない世界にコミット[関与]はするが、そこにどうたどり着くかについては語ることさえ拒む、このような立場は、彼らのアキレス腱なのである。これが、全面的核軍縮に真にコミットする者たちに、理想的な継続的攻撃目標を示してくれている。

IALANA の見解では、核兵器は、その性質そのものにより、慣習国際法上、現に違法であるし、これまでもずっと違法であり続けてきた¹¹。核兵器は、以下の基本原則を遵守して使用することはできない。すなわち、戦闘の影響から文民と中立国を保護する原則、不必要な苦痛から戦闘員を保護する原則、深刻かつ不可逆的な損害から環境を保護する原則および将来世代の利益を保全する原則である。さらに核兵器撤廃の必須性は国連総会第 1 号決議以来認められている。結果として、つぎの三者から生じる義務(mandate)、つまり国連総会諸決議、NPT および ICJ 意見の三者から生じる、核兵器のない世界を創出せよとの裁量の余地のない義務(mandate)は、すでに存在しているのであって、「新たな規範」を創設するようなことをしなくとも、追求できるし、追求すべきなのである。すべての政府が法の支配に、つねに実践されていなくとも原則的にはコミット〔関与〕している世界にあっては、新しい法律をつくるよりも現行の法律を履行するよう説得するほうが簡単なはずである。

協力が望ましい

ICAN とその賛同者の方々は、啓発的なやり方で、核兵器の恐ろしさについて世界に警告し、あるいはあらためて警告するのに多大なエネルギーと資源を費やしてきた。この作業からは、若者たちの関心を醸成し、諸国の力を再活性化させるという両方の面で、きわめてよい成果が生まれてきている。また、禁止条約のための諸提案は、核兵器のない世界のための法的枠組みを議論するための政治的空間を再び広げるのに役立ってきている。しかし、私たちは、上述の理由から、禁止条約アプローチがこの困難な作業の最善の成果となるだろうとは考えていない。だが、私たち〔ICAN と IALANA〕双方の努力のなかから最良のものを択んでその実

¹¹ これは 1988 年の創設以来の IALANA の見解である。これを最近明確にしたものとして、2011 年のバンクーバー宣言がある。これは、IALANA とサイモン財団が発表した「核兵器のない世界を緊急に達成することを求める法の要請」と題する宣言であり、多くの国際法律家が署名している。原文は以下参照。<http://www.lcnp.org/wcourt/Feb2011VancouverConference/vancouverdeclaration.pdf> また署名者は以下参照。http://www.lcnp.org/wcourt/VanDecl_Signatories_Feb15_2013.docx [この宣言の訳文は、浦田賢治編著『核抑止の理論 国際法からの挑戦』(憲法学会発行、2011 年)292 頁以下に収録]IALANA の見解は、1996 年の国際司法裁判所勧告的意見、赤十字運動の諸決議および赤十字国際委員会による分析と概ね一致している。ICJ 意見については、裁判所は、国家の存続そのものが危険にさらされている自衛の極端な状況における威嚇または使用の合法性または違法性に関して結論に至ることができなかったが、この意見の主意は、核兵器の使用が国際人道法と、裁判所の表現によれば「ほとんど両立し得ない」のであり、したがって違法であるという点にある。

効性を増す方策がある。例えば、核兵器条約の簡略版を作成することができるだろう。これは、最初から念には念をいれたものではなく、機能するのに必要な不可欠の要素のみを含むものだ。反対に、禁止条約のほうは、すでに存在する違法性についての規範と完全な核軍縮を実現する現行の義務を承認することができるはずだ。概して、核兵器のない世界を確立するための選択肢について生産的な議論を行う余地は広く存在している。

NPT 再検討会議とその後

IALANA は、諸国に対して、この〔2015 年〕再検討会議において、NPT 非締約国が参加する規定をともなった、核兵器のない世界の確立についての討議と交渉のプロセスを開始する合意を、最終文書の一部として、追求するよう、提言する。かかるプロセスは、NPT 第6条と ICJ 意見で規定された軍縮義務を履行するものとなるだろうし、人道的イニシャチブの論理的帰結である。このプロセスでは、まず最初に、新アジェンダ連合の作業文書が展開した選択肢を検討することができるだろう。この再検討会議への IALANA による提言の他の点については、別添を参照されたい。

たしかに、NPT の核兵器国の中には、プロセス開始の合意を拒絶する国があるのは確かだろう。実際、彼らは 2010 年には、核軍縮の行動計画の原案に含まれていた提案¹²、つまり再検討会議が事務総長に対して核兵器の完全撤廃のための工程表について合意するための方法と手段を検討する会議を 2014 年に招集するよう要請するという提案を拒否した。もし彼らが、来る再検討会議でプロセス開始を再び妨害するなら、諸国は(国連)総会に向かうべきである。総会には行き詰りを打開するいくつかの選択肢がある。NPT 再検討会議と異なり、総会には議決方法をコンセンサス方式に限定するという慣行はない。それは、多国間核軍縮交渉に向けた諸提案を前進させるための 2013 年オープンエンド作業部会(OEWG)の設置で示されたとおりである。このイニシャチブにならい、総会は核軍縮に関する OEWG を設置することができよう。

総会においてであれ再検討会議においてであれ、生み出されてしまえば、討議と交渉を運搬する手段は、2013 年の国連総会決議に従って 2018

¹² <http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2010/MCI-ChairsDraft.pdf>, 14 May 2010

年までに開催される核軍縮の国連ハイレベル会合に乗り入れることができるだろう¹³。

1995年のNPT再検討延長会議以来示されてきたNPT核兵器国の頑迷さをみれば、NPT再検討プロセスでも、瀕死のジュネーブ軍縮会議(CD)でも、(国連)総会でも核軍縮への作業はフラストレーションがたまる。だが、これらの場所はまた、NPTの核兵器国が、法に基づき関与〔コミット〕する多国間フォーラム〔公開討論の場〕である。そして、国連に対しては、彼ら(核兵器国)とNPTの非当事国である核武装国が、関与〔コミット〕しているのであって、これら諸国は〔国連総会第1号決議で示された〕撤廃しなければならない兵器を保有している国々なのである。IALANAは、オーストリアの誓約における、「ウィーン会議での討論、知見及び決定的証拠を、あらゆる関係する場、とりわけ2015年NPT再検討会議および国連の枠組みにおいて提示する」との約束〔コミットメント〕を歓迎する¹⁴。

それにもかかわらず、もし、非核兵器諸国が、再検討会議と(国連)総会でのなんらかのイニシアチブを承けて、NPT、国連およびCDの外でプロセスを開始すべきだと決断するのであれば、IALANAは、そのプロセスは、撤廃のためのメカニズムを含む協定に焦点を当てるべきである、と提言する。すなわち、簡潔な禁止条約というより、もっと核兵器条約のような協定である。今はありそうもないように思われるが、おそらく(若干の)核武装国をプロセスに引き込むことはできるだろうし、なかんずく、その核武装諸国またはそのうちのいくつかの国が批准したときに発効するという協定について交渉を妥結させることもできるだろう。もし非核兵器国のみが討議に参加するのであれば、これら諸国は、核兵器条約草案を作成し、2018年の核軍縮に関するハイレベル会合に先立って、それを(国連)総会に提出することができるだろう。

結論

結局のところ、核兵器条約であれ禁止条約であれ(conventionとtreatyには実質的な差異はないのだから)、その条約の性質は、諸政府が定式化しなければならないことになる。だが、市民社会の生存は核軍縮

¹³ (A/RES/68/32), “Follow-up to the 2013 high-level meeting of the General Assembly on nuclear disarmament,” 5 December 2013

¹⁴ http://www.bmeia.gv.at/fileadmin/user_upload/Zentrale/Aussenpolitik/Abruestung/HINW14/HINW14_Austrian_Pledge.pdf

にかかっているのだから、市民社会は、ヒロシマにリトルボーイが、ナガサキにファットマンが投下されて以来そうであったように、果たすべき役割を有しているはずである。

(別添)

2015年NPT再検討会議に対するIALANAによる提言

国際反核法律家協会(IALANA)は、2015年NPT再検討会議に対して、最終文書において以下のように行動するよう提言する。

- 現在の危機から生じる核戦争のリスクを低減し、軍縮交渉の場を設定するために、核戦力を含む演習の実施と核兵器運搬システムの実験についての世界規模での即時的モラトリアム〔停止〕を呼びかけること。
- いかなる状況でも核兵器を使用するとの威嚇を行う声明またはこれを示唆する声明を非難すること。
- 核兵器の威嚇および使用は、国際人道法を含む国際法および道義と絶対的に両立しえないことを認識すること。
- NPT 非当事国の参加規定を伴う、核兵器のない世界の確立についての交渉プロセスを即時に開始すること。再検討会議でこれに失敗する場合には、諸国は国連総会でプロセスを開始すべきである。かかるプロセスは、NPT 第 6 条および 1996 年の国際司法裁判所の勧告的意見で規定された軍縮義務を実施するものとなろうし、人道的イニシャチブの論理的帰結でもある。国連事務総長が述べたように、モデル核兵器条約は、交渉のためのよい出発点である。
- 核軍縮および軍備競争停止の義務の履行を監視する能力をもつ制度を創設すること。
- 核軍備の長期的維持計画は、核軍縮の目標に反しており、第 6 条の誠実な履行の欠如を示していると認めること。
- 核軍備の近代化は、核軍備競争の早期停止という目標に反しており、第 6 条の誠実な履行の欠如を示しており、さらには、安全保障政策上の核兵器の役割を低減するとの誓約に反していると認めること。
- 核爆発の人道面および環境面での帰結は完全に受け入れ難いものであることを認めること。核兵器爆発の影響は、その原因の如何を問わず、国境によっては制約されず、地域的および地球規模での帰結をもたらす可能性があり、破壊、死および流民化をもたらし、かつ環境、気候、人間の健康と福利、社会経済的発展および社会秩

序に対する甚大かつ長期的損害を引き起こし、ならびに人類の生存さえ脅かしうるだろう。

- 第2次世界大戦後の核兵器不使用の記録は永遠に延長されるべきことを宣言すること。この70年間、被爆者は核兵器のもたらず帰結を証言し、「ふたたび被爆者をつくるな」として核廃絶を訴え続けてきた。このことは、なぜ核兵器はいかなる状況においても決して使用されてはならないかを我々すべてに想起させている。再検討会議は、被爆者の声を認識し、これに応え、核兵器のない世界を達成すると約束を再確認すべきである。

IALANA UN Office
866 UN Plaza, Suite 4050
New York, NY 10017
+1 (212) 818-1861
contact@lcnp.org